

戦争はいやだ！市川市民の会

「戦争準備に走る新安全保障法制」を考える
―日米防衛協力指針・改定の影―

川崎哲

NGOピースボート 共同代表
集団的自衛権問題研究会 代表
2015. 5. 30

2014.7.1 集団的自衛権の行使を 容認する閣議決定



1945.8 終戦(日本の敗戦)

1946.11 日本国憲法公布

1954.7 自衛隊発足

1972.10 政府見解「集団的自
衛権の行使は憲法上許さ
れない」

1973.6 自衛権発動の3要件

自衛の措置としての武力の行使の 新三要件（2014.7.1 閣議決定）

○ 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は
我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が
発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される
明白な危険があること

○ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守
るために他に適当な手段がないこと

○ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)



- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時まですべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護

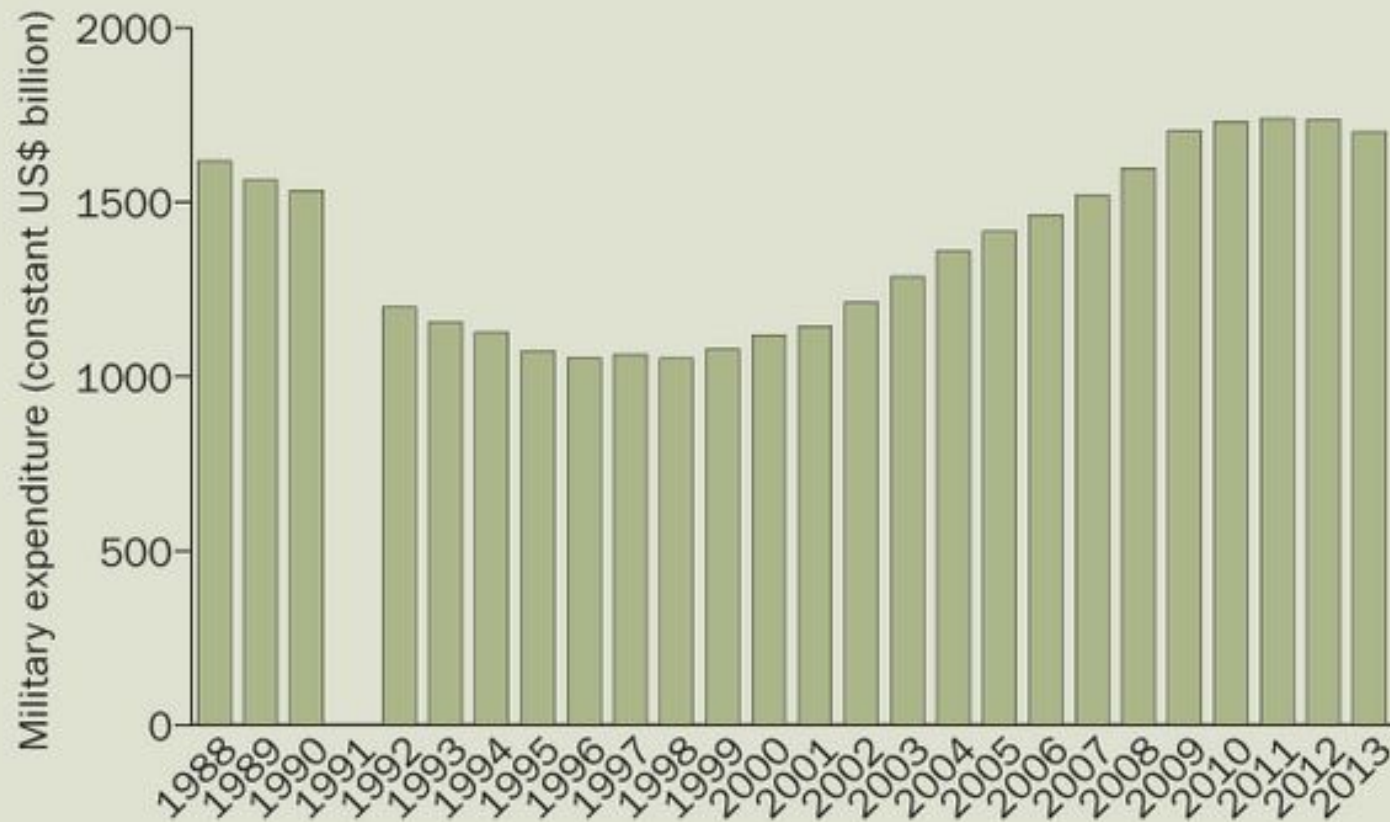
日米防衛 ガイドライン 改定

2014.10 中間報告
2015.4 発表



- **切れ目のない**、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米同盟の **グローバル** な性質
- 地域の他のパートナーとの協力
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となつての同盟としての取り組み

World military expenditure, 1988–2013



The totals are based on the data on 172 states in the SIPRI Military Expenditure Database, <http://www.sipri.org/databases/milex/>. The absence of data for the Soviet Union in 1991 means that no total can be calculated for that year.



米国の「国防予算」削減の動き
→同盟国への要請拡大



日本:

「米国は日本が集団的自衛権問題の検討を歓迎」
「尖閣諸島に日米安保条約が適用」

米国:

「日中間で対話や信頼醸成ではなく、事態がエスカレートしていくのを看過するのは重大な誤り」
(2014.4オバマ大統領来日時)

ニューヨークタイムズ の安倍政権への論評

The New York Times

2013.1.3 歴史を否定しようとする企て

2013.12.29 教科書で歴史を修正

2013.12.31 武器ではなく平和憲法を輸出せよ

2014.3.3 靖国神社参拝 危険な修正主義

2014.5.8 憲法が政府の気まぐれで変えられてはならない



日米外交・防衛官僚

「日本はより大きな責任を果たせ」

日本の武力行使は「なお限定的」

歴史修正主義への懸念

日本の戦争に巻き込まれる？

アメリカの戦争に巻き込まれる？

日本はアメリカの要請を断れるのか？

「戦後レジームからの脱却」

安倍首相、「右翼」政治家

東アジアで高まる緊張

国の存立を全うし、国民を守るための 切れ目ない安全保障体制の整備について 2014.7.1 閣議決定

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

- ・離島警備 手続迅速化（治安出動、海上警備行動）
- ・米軍を防護するための武器使用

2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献

- ・「非戦闘地域」→「現に戦闘を行っている現場」
- ・PKO: 駆けつけ警護、任務遂行のための武器使用

3. 憲法9条の下で許容される自衛の措置

- ・武力の行使「新3要件」。国際法上は集団的自衛権
- ・民主的統制、原則として事前の国会承認

安保法制の構造

政府が検討する安全保障法制の骨格

政府の検討内容

武力行使できる

- 1 日本の有事
日本と密接に
関係する
他国の有事
- 自衛隊法を改正し
集団的自衛権の
行使も可能に
武力攻撃事態法に
「存立事態」を
新たに規定

武力行使できない

- 2 グレーゾーン
事態
- 3 他国が有事の
後方支援
- 4 他国が平時の
国際貢献
- 自衛隊や海上保安庁
の運用を改善し、
外国軍艦の領海侵入
などに対応
- 自衛隊による後方支援
のための恒久法
- PKO協力法を改正し
武器使用基準を緩和

安保法制の基本的問題点

■「武力行使できる」事態

日本が攻撃されていない事態でも、

①自衛隊が出動しうる

②国民の権利が制限されうる

有事と平時の切れ目が曖昧化。「有事」の拡大

■「武力行使できない」事態

「武力行使でない」といいつつ武力行使に近づいていく

- ・領海警備
- ・後方支援（海外派兵恒久法）
- ・武器使用基準

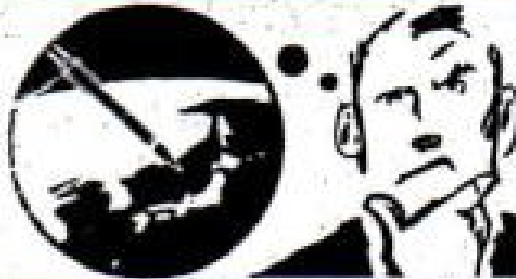
武力攻撃事態

日本への武力攻撃が発生、または明白な危険が切迫している事態



武力攻撃予測事態

日本への武力攻撃が予測される事態



緊急処理事態

武力攻撃に準ずる手段によるテロ行為が発生、または明白な危険が切迫している事態



新設

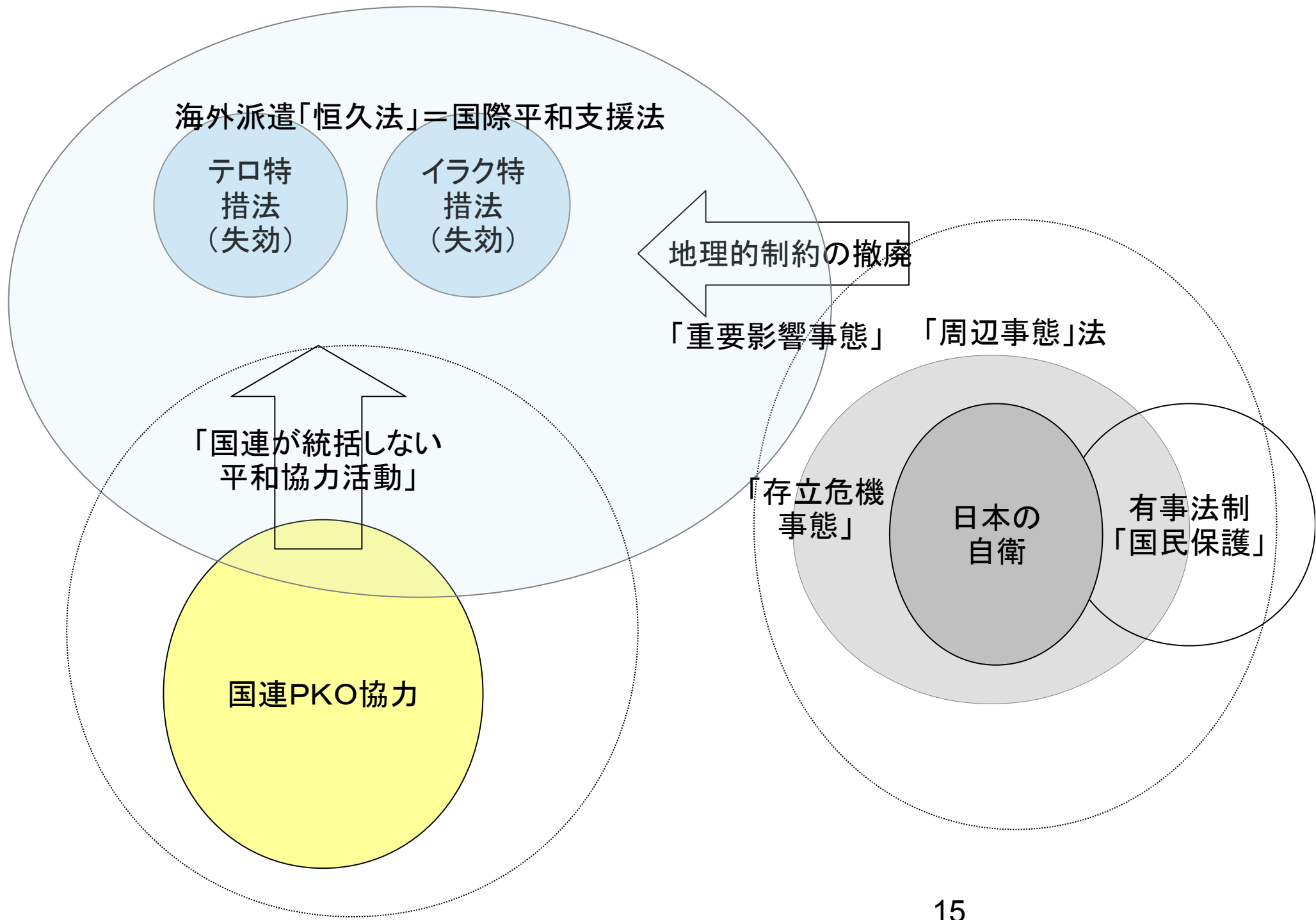
存立事態(仮称)

日本と密接な他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態



「存立事態」の新設

- 誰がどのように判断するのか
- 国会の事前承認は
- 地理的な制限は
- 国民の権利保護は



周辺事態法

- 「地理的概念ではなく、事態の性質に着目した概念」
- 特定のケースが、周辺事態に当たるかどうかは、状況や規模などを勘案して判断
- 「中東やインド洋で起こることは想定されない」(1999, 小渕恵三首相答弁)→一定の地理的制限

●後方地域支援

「主に日本の領域で行われますが戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周辺の公海また上空で行われることもあり得ると考えられます」(外務省パンフレット「新たな日米防衛協力のための指針」1997)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/shishin.pdf>

PKO:

駆け付け警護、安全確保

任務遂行のための武器使用

- 「国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことを確保」が前提
- PKO協力法の改正
- 邦人救出などの警察的活動については自衛隊法84条の3、94条の5、95条の改正

「国際的な平和活動」の種類及び必要とされる武器使用権限

		受動的 ←	→ 能動的
規定 活動の	武器の 使用	現行法上認められた武器使用	現行法上認められていない武器使用の例（注1）
	活動の種類	・ 自己保存型の武器の使用 ・ 武器等防護	・ 左記の自己保存、武器等防護を超える武器の使用（注2）
現行法に規定あり	停戦監視	○自己又は自己の管理下の者等の生命又は身体の防衛（「いわば自己保存のための自然権的権利ともいふべきもの」（国際平和協力法第24条等）	ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 ・ 要員（例：他国の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース1、ケース2】
	人道支援	○自衛隊の武器等の防護（「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊・奪取しようとする行為から武器等を防護するもの」（自衛隊法第95条）	ミッションの任務妨害・不服従の排除 ・ 検問突破の防止 ・ 移動、物資輸送の妨害の排除【ケース3】
	後方支援		
現行法に規定なし	警護		ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 ・ 要員（例：他国の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース1、ケース2】 ・ 警護対象（ミッション司令部等）への攻撃の排除【ケース4】 ・ 警護対象（人）が人質となった場合の救出・奪回
	治安維持		ミッションの任務妨害・不服従の排除 ・ 一般市民の防護・暴動の統制 ・ 犯罪者等の逃亡の防止
	船舶検査（注3）		ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 ・ 不審船舶からの攻撃の排除 ミッションの任務妨害・不服従の排除 ・ 警告射撃、強制乗船（抵抗を受けた際の武器使用を含む。）【ケース5】

（注1）これらの武器使用については、相手が「国又は国に準ずるもの」の場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあるとの趣旨の答弁がある。

（注2）この中には、例として現行法で認められた場合を除く国連要員の防衛等、国連の一般的な考え方では「自衛」に含まれるものもある。

（注3）船舶検査を定めた規定としては、別途船舶検査活動法がある（武器使用権限は自己保存型及び武器等防護のみ）。

（注4）各ケースは、それぞれ典型的と思われる活動において挙げているが、他の活動に際しても想定され得る場合もある。

「武力攻撃に至らない侵害」 (グレーゾーン事態)

- 自衛隊法95条(武器等防護)の武器使用の考え方を参考としつつ、「自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動を行っている米軍部隊の武器等を防護するために、自衛隊が武器使用できるようにする」→95条改正

さまざまな問題点

- 専守防衛の変更／放棄
- ホルムズ海峡での機雷除去 ぶれる
- 乱立する「事態」 相互矛盾も
- 国際法上の正当性
- 国会の事前承認は「原則」
- 自衛隊員の「安全」 実態としての戦闘の危険
- 「武力行使との一体化」
- 国民保護のとの関係、自治体の役割 不明確
- 人道活動をむしろ危険に

事実上の「米軍協力法制」



安倍首相の説明

- 「国民の命を守る」
- 「抑止力が高まることによって、より戦争に巻き込まれることはなくなる」
- 「自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません」

- 「抑止力を高めることによって戦争が起きにくくなる」

- 中国の反応 一領土問題
- 韓国の反応 一歴史問題

- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年までに戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

世界は、
9条をえらび始めた。



 9条世界会議
GLOBAL ARTICLE NINE CONFERENCE TO ABOLISH WAR

「武力によらない平和」へ



1. 紛争の予防と平和的解決
2. 資源を軍備から人間に
3. 平和に生きる権利

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安保論議の大前提



■ 紛争の平和的解決

武力行使は「他に手段がないとき」のみ

■ いたずらに自衛隊を危険にさらさない

「必要最小限」、専守防衛

「戦死」が現実味を帯びる時代に

● 東アジア共同体へ

● 非軍事的な安全保障、国際貢献

● 非国家主体の脅威に対処

集团的自衛権問題研究会

<http://www.sjmk.org/>

毎月一回のNews & Review

川崎哲

kawasaki@peaceboat.gr.jp